

前近代インドにおける私権意識と法原則

——マラータ王国の若干のワタン文書について——

深 沢 宏

序 言

私がかつて、一六一—一八世紀のデカン地方の農村社会の構造について研究した際、郡或いは郷の郷王 (Gesh-mukh 又は desai)・郷書記 (deshpande 又は deshkulkarni)、村の村長 (pāṭi 又は nokadam)・村書記 (kulkarni)、市場地長 (sete)・市場地書記 (mahajan)、城塞警備員 (nalkvadi) など、土着の世襲役人の役職と役得徴収権、農民のうちの土地持ち農民 (watanidar, hirsdar, thakari) の土地所有権、更に、「一二種類のバルター職人」(bara balute) と一括して呼ばれ、村内において各種の手工業・サービスマンに世襲的に従事した人

人の就業権と報酬受領権などは、ワタン (「故郷」或いは「郷土」) 又はミラーズ (「家産」或いは「相続財産」) と呼ばれ、いづれにせよ、それは地域社会の承認と国家権力による保護とを受けて、財産化されており、分割・相続されたほか、普通は同じカースト成員の間で贈与・売買さえされ得たこと、世襲役人は別として、農民や村職人の中にも、かかるワタンを認められていた者と、それを持たない「余所者」(upati) との明白な区別があったことなどを検討したことがある。⁽¹⁾

中世デカンにおけるワタン制度の研究は、小谷汪之氏の最近の二つの論文によって、一層深化され、明らかになつたと言ふことが出来る。氏の一つの論文「一七世紀

デカン地方における在地社会の構造——ワタン体制社会——はこの時代の社会構造を「ワタン体制社会」として総括し、まず、ワタンを持つ「一二種類のバルター職人」とワタンを持つ農民とで構成されるワタン制度を「『直接に社会化された』分業⇨職掌としてのワタン」と規定し、これをこの制度の本源的な形態として理解したうえで、当時の経済発展に応じて、さまざまな商品生産者（油屋、パン屋、野菜屋、織物屋など）も、村内の営業権をワタンとして承認されていたことに注目し、これらを「商品を媒介とする分業⇨交換関係としてのワタン」と規定し、ワタン制度が商品生産を包摂し、「共同的に」規定することによって、その自由な発展を阻止する役割を持ったこと、ワタン分業体制は、カースト分業を前提としつつも、カースト分業そのものではなく、それが「共同体内分業」に転型されたものであることなどを論じている。次いで、この論文は、郷主、郷書記、村長など、本来在地社会や村落の代表者としての職掌に由来するワタンの保持者が、分割・相続・譲渡・売買・王権による新設授与などを通して、ワタンを集積し、その過程で、その職掌と得分権（役得徴収権）とが分離して

ゆき、この得分権が「封建的収取権⇨封建的土地所有」に転化しつつあったこと、つまり、直接生産者と国家との間にはこれらのいわば在地領主制が成立していたことを詳述している。

小谷氏の第二論文「インド中世における在地社会と国家——在地法的秩序と国家公権——」は、一六—一七世紀、デカンにおけるムスリムの征服諸王朝の時代を主な対象として、これら征服国家は、先の論文で検討された如き「ワタン体制」を承認し、これを国家的体制として位置づけ、維持した（或いは維持せざるを得なかった）経緯を論じたものである。まず前半で、「ワタン体制の維持機構」として、一・「在地社会集会」(Got Sabha) 二・「在地社会と国家との共同集会」(Hazir Majlis) 三・「政府(王)の主催する集会」の三種類があったこと、国家は、在地社会の同意・確認を無視して、勝手にワタンに介入し得なかった反面、ワタン体制そのものも「動揺」していて、ワタンに関する紛議が頻発し、それを在地社会仲間だけでは解決し得ないで、国家権力がワタン体制の維持により深く関与するようになっていたことを論じている。後半では、ワタン体制が動揺して、それを

めぐる紛議が頻発していたこと、その過程において、郷主、郷書記などの中にワタンを集積して一種の封建的収取権Ⅱ領主権として台頭する者が現われて来たこと、デカンの征服諸国家はかかる動きに対応することに失敗し、代って、これら在地領主層の階級的結集に成功したマラータの勢力が登場したものであること、などを検討している⁽³⁾。こうして、小谷氏の最近の研究によって、ワタン制度の性格と全貌は格段と明らかにされたと言うことが出来る。

私のこの小論文は、ワタン制度に言及した私の諸論文のほか、小谷氏の前掲二論文、中でもそのうちの第二論文の前提、「ワタン体制の維持機構」を前提としたうえで、この制度を内面から支えた当時の人々の権利意識や法原則のあり方を検討しようとするものである。

実は、私自身、一六一—一八世紀のデカン社会の研究に専心していた頃、後に簡単に紹介される、一七一—一八世紀マラータ王朝の出したワタン裁定書、或いはそれに類する、比較的長文な一八通の公文書を集めた本を読み、強い感銘を受けたことがあった。一方では、私たちの日常的な感覚から見ると異質的とも思えるほどの激しい権

利意識Ⅱ自己主張、しかも民事的な紛議を、当事者同志で、或いはしかるべき調停者を立てて私的に解決しようとするのではなく、それを出来るだけ公開し、地域社会の承知・確認と、国家権力の保証とを得て公的に決着づけようとする当時のインドの人々の法観念に、日本社会との大きな距離を感じると共に、他方では、当事者たちの裁判手続きに関する論理、今日の私たちから見ても多くの点で十分に理解出来る合理的な論理の面白さが見られ、この二重の意味で強い感銘を覚えたのである。そこで、いつかこの点について何か小論文、或いは覚書を書きたいと思ひ、大まかなメモを記しておいた。今回、増淵竜夫先生の退官記念号に小稿を一本加えて頂くに当り、このメモを読み直し、原文を再読して、この機会に、やはりこの問題を私なりに整理しておきたいと思うようになった。

差し当って、限られた記録に基づき、一七一—一八世紀のデカンにおけるワタン、或いはヴリッティなどと呼ばれた家族財産としての職権・役得徴収権に関する紛議を手懸りとして、当時の人々の権利意識や法原則を考察しようとするのであるが、実は、かかる意識や原則観その

ものは、ワタン制度が解体し、或いは政策的に廃止されたあとでも、色々な形で根強く続いたのではないかと予想されるのである。

また、ワタンというアラビア語に由来する制度用語はデカン地方に固有のものではあるが、ここでは、サンスクリット語の *vithi* (生業) という語がワタンと同意語として使われたこと、そして、この *vithi* は、ヒンディー語の *bita* に転じて、北インドでも類似の制度を示す語として使用されたこと、を付記しておきたい。

本稿が依拠する文書集というのは、かつて紹介したところのあるブーナの「ペーシユワー文庫」に所蔵されているマラータ時代の公文書の中から、ボンベイ州政府の委嘱を受けて、同文庫事務官 G・C・ワード氏が文書を選⁽⁴⁾ 択し、それを集めた一二冊の公文書集の一冊である。⁽⁵⁾

この一冊の本には、初めに原文の所在を示す一覧表が貼付されているほかは、序文も注釈もなく、選択の基準も説明されていない。ともかく、これには、要点次のようなマラータ王国の一八通の記録が含まれている。

文書一・一七二〇年、政府がサタラ県の一村の村書記に対して与えた五ページの「ワタン書」(vatampatra)。

文書二・一七二二年、政府がシルワル町の同姓の二名の占星師・村司祭に対して与えた三ページの「生業書」(vrittipatra)。

文書三・一七三八年、政府がローヒルコーレー地区ウトラウリー郷の郷主に対して与えた四ページの「生業書」。

文書四・一七三八年、ワイイー県の一村の村長がその村のヒンドゥー神殿の番人 (guro) に対して与えた二ページの「保証書」(abhayapatra)。

文書五・一七四一年、政府がブーナ県の二カ村の一人の星占師兼村書記に対して与えた一五ページの「ワタン書」。

文書六・一七三六年、政府がケーデーバーレー県の一村の村長に対して与えた九ページの「ワタン書」。

文書七・一七四四年、政府がサタラ県の一村の村長に対して与えた二ページの「ワタン書」。

文書八・一七四四年、政府がカルヤート・マーワル地区の或る村の半分村長に対して与えた六ページの「ワタン書」。

文書九・一七四五年、政府がカルヤート・マーワル地

区の別の一村の村長に対して与えた四ページの「生業書」。

文書一〇・一七四七年、政府がカルヤーン県の或る地区の二名の郷書記兄弟に対して与えた一一ページの「ワタン書」。

文書一一・年不詳、インダープール町のマハールとマイング（共に不可触カースト）との間の役職・役得の紛議に際し、官民合同集会（小谷氏の「在地社会と国家（官吏）との共同集会」）が与えた一ページの「裁定書」(nivāpātra)。

文書一二・一七四六年、宰相の名でプーナ県の或る村の村長に対して与えられた三ページの「保証書」。

文書一三・司法長官ニヤヤクシヤンネの登記簿から選択された「同意書」(utāre)等五通（計六ページ）。

文書一四・年不詳、政府が聖地ブラウラー・サンガムニヤヤクシヤンネの一名の宗教師 (dharmādhikari) に対して与えた三ページの「生業書」。

文書一五・一六九三年、聖地バンドルプールの神殿における神輿の管理・役得に関する紛議に際し、官民合同集会 (hajir majāsi) が当事者に対して与えた九ページ

の「集会書」(mahajir)。

文書一六・年不詳、聖地バンドルプールの神殿の鍵の管理権に関する紛議に際し、王命によりプーナで開かれた集会マハヤトが与えた一ページの「覚書」(vāṅg)。

文書一七・一七一九年、ダーボール郷の郷主兼ライリー郷の総郷主であるシルケー姓の三名に対し、サタラの王宮で開かれた官民合同集会が当事者に対して与えた七ページの「集会書」。

文書一八・一七八三年頃、右の郷主ワタン及び総郷主ワタンに関するシルケー一族の間の紛議に際し、プーナの宰相府で開かれた官民合同集会が当事者に与えた九ページの「裁定書」。

改めて言うまでもなく、マラータ時代の同種の、もっと短い司法文書は、既刊の史料集の中に実に多数見出されるのであるが、それらを網羅的に集めるための時間もなく、またその必要もないように思われるので、差し当り右の一八通の文書だけに依拠することとしたい。⁽⁶⁾

このようにして、この小論文は、何か首尾一貫した一通の記録に依拠するのではなく、右のように、異なる争

(89) 前近代インドにおける私権意識と法原則

議を扱った複数の記録に依拠して、それらに示された当時の人々の権利の意識、司法の手続き、法についての原則を出来るだけ整合的に理解しようとするのであるから、この論文は、多様な事例からの抽象に基づく一種のモデルを描くことになる。

また、この小論文は、ワタン紛議を通して示された当時の人々の意識や法原則に注目するものであり、ワタン制度や司法制度そのものを対象とするものではないが、課題の性質上、かかる制度に関する従来の諸研究と話題が多少は重複することを前以ってお断わりしておきたい。

(1) 深沢宏『インド社会経済史研究』(東洋経済新報社、一九七二年)、第一論文の四(三二一—六〇ページ)、第七論文の二(二一五—二一六ページ)、第八論文の一(二二—三七—四二ページ)、同二、第九論文の三(三〇八—三八ページ)などを参照されたい。

(2) 小谷汪之「一七世紀デカン地方における在地社会の構造——ワタン体制社会——」(辛島昇編『インド史における村落共同体の研究』東京大学出版会、一九七六年)八七—一一六ページ。

(3) 小谷汪之「インド中世における在地社会と国家——在地法的秩序と国家公権——」(千葉大学『人文研究』六、

昭和五二年三月)一一—二七ページ。

(4) 深沢前掲書、一四六—四九頁参照。

(5) *Selections from the Government Records in the Alienation Office, Poona, Decisions from the Shahu & Peshwa Daftar containing (Watan-Paras, Niwad-Paras etc.)*, Selected by the Late Rao Bahadur Ganesh Chimnaji Vad (B. A., Alienation Assistant to the Commissioner C. D., Poona), and edited by Purushotam Vishram Mawjee and D. B. Parasnis, Published with the Permission of the Government of Bombay, by Purushotam Vishram Mawjee (J. P., M. R. A. S.), Poona, 1909, pp. 88.

(6) ヲラータ時代の司法制度を概説した研究書として、V. T. Gunne, *The Judicial System of the Marathas*, Poona, 1953 がある。

一 ワタンにおける私的権利の意識

従来の研究で既に十分に明らかにされているように、ワタンは、一方で、地域社会の確認を必要とし(いわゆる共同体的規制)、他方で普通はカースト制度に制約されていた(しかし、この点は必ずしも決定的に重要であったとは思われない)反面では、それを持つ家族の私有

財産であるとの明白な意識が確立していた。小谷氏によれば「物権化」していたのである。従って、それは、当然に、息子たちの中で相続され、所有者の意志に基づいて売却され、また贈与され得たのである。

ワタンの分割相続の仕方については、インドにおける均分相続の原則に従って、兄弟の間で「収入」(vatana, chen utpam)を均分する方式、或いは村役人の場合には、兄弟の間で役職を輪番して、就業年の役得を受け取る方式などがあったが、いずれにせよ、普通は職域の分割を伴なわなかったこと、均分相続に際し、兄弟の間で「年長資格」と「若年資格」という社会的序列が決められ、年長資格者は、役職に伴なう職印を保管し、また役得を先に受け取り、集会において上位に坐るなどの特権を有したこと、だけを記しておこう。⁽¹⁾

ワタンがその所有者によって、いわば任意に売却され、或いは贈与された事例を一つずつ挙げておこう。サタラ県の或る村の村長一族は、三家族に分れており、その際、役職に付随した免税地はこれを三等分に分け、またそのうちの一家族は「年長資格」を持ったうえで、恐らく三家族輪番で役職に従事していた。このうち「年長資格を

持つ三分の一村長」は、何故か負債に苦しんだので、「ワタンを誰かに売って、子供たちと家族を救いたい」と思い、王都ライガルに来てシヴァージー王に伺候し、「負債のために、私の分け前を売ります。誰か受け取る人がいたら、その人に与えます」と申し出た。そこで王は、たまたま側近に仕えていた、村長と同姓の「官吏に對し、「君がワタンを欲しければ買いなさい」と命じた。そこで官吏は、王の前で売手に対し代金を払い、「年長資格を持つ三分の一村長」ワタンを買い取った。そのうえで、新村長は、政府に貢金を払って売買の「証明書」(divānāche kāgāpātra)を書いてもらい、村に来て、カースト仲間(? sota)に対し食事を振舞い、村民と地域役人とに衣類を贈り、これらから「集會證書」を書いてもらった。⁽²⁾この際、売手の「三分の一村長」が、直接に王に伺候してワタンの売却を申し出たのは何故なのか、良く分らないが、いずれにせよ、一方で、買手は地域社会の確認を得る必要があった反面、他方で、この売買に際して、他の村長仲間の事前の承認や、先買権も見られず、売手は、「誰か受け取る人がいたら、その人に与える」ことが出来たのである。⁽³⁾

また、或る二カ村の占星師兼村書記であった一バラモンは、この二つのワタンを自分の家庭司祭者に贈与し、自分は家族と共に聖地ベナーレスに移住して行^{サンヤン}者となった。この際、贈与者が司祭に与えた「贈与書」(charter)には、両村の村長・手工業者・サービス業者たちが「証人」として名を連れた⁽⁴⁾。ここでも、地域社会の確認を得たうえで、ワタンは極めて私的に贈与され得た。

このようにして、ワタンにおける私有権の意識も制度も原則として明白であったにもかかわらず、或いはむしろ、明白であったが故に、後述するような理由でワタンの帰属をめぐる紛議が少なからず生起し、その裁判乃至裁定が行われた。しかしながら、かかる裁判においても、ワタンに関する私的権利は激しく主張された。その具体的な現われは、例えば、当事者が「示談」(samajish)による妥協を原的に拒否したこと、および、当事者(敗北者)が、執拗なほど繰り返し裁判のやり直しを要求する場合があったこと、である。

妥協の原則的拒否の事例として、次の二つがある。或る村の村長は、自分の長期不在中に、その地区の郷主が

村長ワタンを勝手に第三者に売却してしまったとして、シャーフー王に対し郷主を訴えた。裁判の方式について多少の経緯があったのち、王命により、或る聖地の神殿において、政府官吏たちの立ち合いのもとで、原告が神明裁判(後述参照)を受けることになり、原告・被告双方ともこの方式に同意した。しかるに、神明裁判の直前に、被告郷主は、村長ワタンの二分割を提案したので、出席の官吏がこれを王に報告したところ、王もこれに同意し、原告に対して「示談」に應ずるように命じた。ところが、原告の村長は、「私は、一二年も反対し続け、困窮しましたが、かつて示談に応じませんでした。神明裁判の準備が出来た今になって、(ワタンの)半分をやると云われても、受け取るわけに行きません。神明裁判で真実となったならば、全ワタンを私が享受しよう。反対になったなら、(ワタンを去って)他処に移住しましょう。……今や神明裁判を受けましょう。神明裁判によって、なるようになるでしょう。」と主張し、結局神明裁判を受けて、真実と立証された。一村長が、郷主による示談の提案を拒否し、王命に反してまでも、自己のワタン権を主張したのである。

第二の事例は、カルヤーン県の或る郷書記ワタンに關する争いである。この争いは一八世紀中頃に至るまで百年以上も続いたように見え、かなり錯綜した経過をたどるのであるが、要するに次のような話である。原告Aの祖父は、郷書記であつたが、被告Bの祖先を代理人に指名して、官職に就いた。ところが退官して帰郷した時、Bの祖先は役職を返さず、逆にこれを殺してしまつたといふところからこの訴訟は始まる。数度の裁判沙汰ののち、一八世紀初め頃、Bの祖先はその地方の知行領主に訴え出た。知行領主の命令で、当事者双方と証人たちが集められ、裁判集會が開かれ、証人たちの証言がAに有利になつた時、集會出席者の間から、Bの祖先は永い間役職を行つて来たのであるから、ワタンを兩分すべきであるとの提案がなされ、知行領主もこれに依じて、ワタンの二分を勧告した。Aは「全ワタンは自分のものであるのに、何故半分だけを取らなければならないのでしようか」と反論し、これを拒否しようとした。しかるに、知行領主が怒つたように見えたので、Aは、知行領主の意見に従わなければ、結果は良くないであろうと判断し、結局二分案に応じた。ところが、Bがこれを断わり、や

がてサタラの宰相府に直訴した。宰相は裁判集會の召集を命じた。その間、当事者双方の間で示談の提案がなされたのであるが、結局Bは「全ワタンは自分のものである。自分は示談には応じない」と主張して、王に直訴し、そこでAが神明裁判を受けることになり、その結果、眞実を証明されて、郷書記ワタンを認められた。大体以上のような話である。⁽⁶⁾ここでは、Aは、一度は示談の提案を拒否したが、實際的に判断して結局これに依じたのに対し、Bは二回にわたりこれを拒否し続けたことが注目される。

實際、ワタンの所有権は、当時者によって、いわば執拗に主張された。例えば、サタラ県の或る村の村書記ワタンの争奪において、当事者の一方は、三―四世代にわたり、地方高官が交替するたびにこれに訴願し、総數一〇回に及ぶ裁判においてその都度敗れたのち、王に直訴したが、書類審査によつて結局却下されてしまつた。⁽⁷⁾

このような事例を見ると、少くとも当事者の側では、ワタンの私的權利に關する意識は、甚だ強固であり、明確であつたということが出来る。

(1) この点について、深沢『インド社会経済史研究』三三

四―三六ページ参照。また本稿の依拠する史料の文書三、一七、一八を参照。

(2) 文書七、三四ページ。

(3) この場合は、売手も買い手も、カーストも氏族も同じであったが、少くとも村長役職については、カーストが同じであることは必要でなく、時にはムスリムの村長もいた。文書一七、七七ページ参照。

(4) 文書五、二二ページ。

(5) 文書六、三二ページ。

(6) 文書一〇、四六―五六ページ。

(7) 文書一、一一―五ページ。

二 若干の法原則——書類審査、裁判集会、神明裁判

先に触れたように、ワタン、或いは世襲の役職・役得に関する紛議は、さまざまな理由によって、少なからず生起した。この小論文が依拠している一八通の記録を、紛議の事由によって分けると次の通りである。

ワタンの分割方式或いは年長資格の所在に関する兄弟間或いは同族内の争い。文書三、八、一二、一三、一四、一七、一八。

ワタンの管理のために時折り代理人が任命されたが、それがやがてワタンの所有権を主張するに至り、それと「ワタン所有者」との争い。文書一、五、一〇。

戦乱その他の理由で或る期間離村した人々の帰村後のワタン所有権に関する争い。文書六、七、九。

同業者間のワタン所有権の争い。文書四、一一、一六。町のバラモン諸家族の司祭職に関する二つのバラモン家族の争い。文書二。

聖地の神殿における神輿等の管理権・役得権に関する二つの家族の争い。文書一五。

これらの争いには、しばしば、当事者の血統に関する疑義、火災・戦災・略奪などによる証拠書類の消失、当事者間や証人たちの間の政治的勢力関係の影響などが付随して、争いが長期化し、容易に解決されない場合も多かったように見える。

ここに訳出する余裕はないが、かかる司法文書を通読すると、しばしば、紛議の経緯は甚だ錯綜しており、しかも、誰でも、地方官憲、宰相、国王などに訴え出ると、むしろ不規則的に、随意に、裁判集会が開かれたような

印象を受ける。⁽¹⁾

しかし、本当はそうではなく、裁判の手続きや方式には、一定の論理性乃至原則性があったようである。

まず、過去において、そのワタンの所有権を裁判集会が確認したことを明示する文書を、当事者が提示し得た場合には、王朝或いは宰相の政府は、特別に裁判集会を開催することなく、書類審査だけに基づいて、当事者に對し、「ワタン書」、「生業書」、「裁定書」、或いは「保証書」を与えるのが通例であった。⁽²⁾しかしながら、その文書に、地域集会の確認が明記されていない場合⁽³⁾、そうでなくとも文書の信憑性に疑義がある場合⁽⁴⁾、或いは先述の理由などによって提示され得る文書が存在しない場合には、必ず裁判集会が開かれた。

一般的に言つて、前掲小谷氏の論文二に示されているように、かかる裁判集会には、地域集会から、王（又は宰相）の主宰する集会に至るまで、数種類の集会があった。しかし、ここで依拠する文書は、マラータ中央政府の公文書から選んだものであるから、純粋な地域集会だけを扱ったものは、文書四（これも公文書の抜粋である

う）を除いては、含まれておらず、当事者の一方又は双方が、王、宰相（その他の中央高官）に直訴し、王（又は宰相）の命によって、中央高官又は地方高官の主宰する官民合同集会の事例だけを含んでいる。いずれにせよ、かかる裁判集会の例を見ると、当時の人々の間には、司法の手続きや様式に關して、一定の論理性乃至原則のようなものがあったことが窺われる。それらの注目すべき点を挙げて見よう。

第一に、裁判集会の様式および証人の指名に關する當事者双方の意思の確認と尊重。これらの文書において、何故に、一定の裁判様式が指定され、どのような理由に基づいて特定の証人たちが指名されたのか、その都度明示されているわけではないが、それらの点が明記されている事例を見ると、そこでは、當事者双方の意思が確認され、尊重された、或いは、されるべきであったことが分る。例えば、既に言及されたように、或る村の村長ワタンは自分の家族のものであるにもかかわらず、祖先の不在中に、地域の郷主が村長ワタンを横領し、売却してしまつたとして、村長の子孫が、郷主をシャーフィー王に對し

て直訴したことを扱う文書六に依れば、王は、双方を宮廷に呼び、それぞれに陳述書を書かせ、また裁判に従うための保証人を指名させたのち、「双方に対して、『どのような裁判に同意するかを述べよ』と命じた。これに対して、君（原告）は、『私のワタンについて郷主が争っています。彼は証人たちを牽制しています。その中で、次のような証人たちを御前にお呼びになり、彼らに真実を誓わせ、お尋ね下さい。私は彼らの証言に同意します』と答えた。そこで王は、『どのような証人たちを希望するかを名簿にして示せば、呼び出そう。また彼らの言うところに従うとの同意書を書いて出せ』と命じた。」と記されている。そこで原告は、同村のワタンダールたち（村長補佐二名、占星師、洗濯人、皮革業者、マハール賤民三名、繩屋）九名、その地区の郷書記、近村の村長一名、合計十一名の名を記し、「以上の十一名が真実を想^{スローン}起して申すところに同意します。そのうち一名でも欠席すれば私は同意しません。」と述べて、同意書を書いた。次いで王は、被告（郷主）に対し、「（原告は）上の十一名の証人たちの証言に同意するとの同意書を書いた。君もこれに同意するならば、同意書を書け」と命じ

た。すると被告は、「ヒロージー（原告）が書いた十一名に加えて、近隣五カ村の五名の村長、合計一六名をお呼び下さい。彼らに同意します。」と答え、五名の村長の名を記し、証人たちの証言に従う旨の同意書を提出した。王はこれを見て、名簿の通りに証人たちを喚問した。

また、他の一村の村長ワタンについて、同姓の二名の人物が親族関係の有無に關して争ったことを示す文書九に依れば、訴えを受けたシャーフィー王は、原告と被告との双方を喚問し、両方に陳述を書かせたのち、まず被告に対し、「君はどのような裁判に同意するかを述べよ。」と命じた。これに対し、被告は「同村の全居住地区住民（samākhī pāndhar）、郷主、郷書記、及び近隣諸村の地域集會に同意します。」と答えた。王は原告に対して「も同じように尋ね、原告もまた右の地域集會に同意した。そして、双方が別々に同意書と保証人の名とを記して提出した。」

他方で、訴えを受けた王或いは高官が、当事者双方の意思を確かめることなく、裁判集會を指定することもあった。しかし、かかる場合、当事者の一方が、その集會

に同意しない時には、改めて双方の同意する集會が指定された。例えば、別の村の村長ワタンに関して、同姓の二人の人物が血縁関係の有無について争い、プーナの宰相に訴えた時、「宰相が、双方の話を聞いて、バンチャヤト(集會)を指定した。すると、ワーゴージー(当事者の一人)は、『私はこのバンチャヤトに同意しません。私たちとしては、カラランジェ村の聖地(聖地)に行き(その地域集會の裁きを受け)たいと存じます。』と要請した。このことに私(他方の当事者)も同意した。そこで宰相は右の聖地に行けとの命令を与えた。」と記されている。(ここでは、当事者の一方が、集會の前で神明裁判を受けることになった。)

こうして、裁判集會の様式と証人たちの指名とについて、争いの当事者双方の意思が確認・尊重されるべきであった。

それでは、争いの当事者はそれぞれ自分にとって有利な証言をしてくれそうな証人を随意に指名し得たのであろうか。必ずしもそうではない。先の二例でも示されたように、証人に指名されたのは、同じ村の村民、地域の郷主や郷書記、近隣諸村の村民などであり、証人の範囲

は大体一定していたのであるが、その際、証人たちの非党派性、或いは中立性が尊重されるべきであった。

そこで、第二の注目すべき点は、証人の非党派性の尊重である。例えば、或る村の村長ワタンを地域の郷主が横領し、売却してしまったとして、村長の子孫がシャーフー王に直訴し、原告が一名の証人を指名し、被告が五名の証人を追加した事例を先に示した。この裁判は、被告の妻の死去、彼の再婚という都合でしばらく延期されたのち、王は双方を再び喚問し、兩名に対し、「どのような裁判に同意するかを述べよ」と命じた。原告は「私は、かつて地域集會の名簿を提出しました。その証言に同意します。」と答えた。しかるに、王は「郷主の牽制力の故に、証人たちの証言によっては、(裁判は)終了しそうに見えない。」と判断し、原告に対し「神明裁判を受けよ。真実となったらワタンを享受させよう。虚偽となったら、君はワタンに関係はない。」と命じた。そして、当事者双方ともこれに同意した。⁽⁸⁾

また、証人の党派性についてはないが、次のような例も見られる。或る郷主の五人の妻のうち、年少の妻から長男、年長の妻から次男が生れた。郷主の死後、長男

は二年間軍隊に入った。その間、「集会」(panch)とあるが内容は明示されていない)の意向で、次男が郷主の職印を行使していた。ところが長男が帰国し、職印の返還を求めたが、弟はこれに応じなかったので、兄弟間に争いが生じた。この時、三名の同族が調停に入り、郷主の書類は兩人の名で書き、収入は二分するが、職印は弟が持つ、との示談を成立させ、双方は同意書交換した。しかし、結局、兄はこれに不満を感じた。そこで彼は、

この示談は弟の「党派」(paksha, pratipaksha)によって作られたものであり、しかもかかる文書は本来郷書記の手で書かれるべきであるのに、別の人物が書いたものであると、王に直訴した。王(或いは法務大臣^{サテ})は、兄弟に対し、法典に従って裁きを受けよと命じ、兄弟はこれに同意した。多数の政府高官と郷主の出身地の地域代表とによる官民合同集会が開かれ、集会は、まず、弟への職印譲渡の事情、示談成立の経緯、示談書の内容などを調べ、文書は郷書記の手で書かれていない故に不適当であり、示談は弟の「党派」によって作られたものであるから不当であるとして、両方を否定し、次いで「ヴィニヤーンネーシュワル法典」(shri vignāneshvar dharmā-

shāstra)を見、長幼の序は、父の息子の順序で決められるべきであって、母の年の序列に基づくべきではないと決定し、兄の勝訴を認めた⁽⁹⁾。つまり、示談においても、党派の影響が及ぶべきではないと考えられていたのである。

かかる裁判集会について注目される第三の点は、集会が当事者の一方の勝訴を判定するためには、全証言の一致が必要だとされたことである。例えば、一七世紀、シヴァージー王の時代に、或る村(S村と呼ぶ)の書記職ワタンについてP家とG家との間で争いが生じた。Pは、この村と、もう一カ村との占星師兼村書記ワタンはすべて自分の家族のものであり、自分の祖先がGの祖先を村書記の代理人として任命したに過ぎないにもかかわらず、Gがこれを横領したと主張するのに対し、Gはこの村の書記ワタンは祖先代々自分の家族のものだと主張した。王は、双方の訴願を受け、先述のように、裁判の方式と証人について両名の希望を確かめたのち、S村の村役人・農民・職人等一七名のほか、近隣五カ村の村役人や職人、地区の郷主等を証人として喚問し、証言を言わせた。その際S村の村長家系の一名を除いて、全員はPの

主張を支持する証言をしたのであるが、この一名だけは、「Gがミラース(ワタン)を持つ村書記であると私の父は申していました」と証言し、Gの主張を支持した。そこで「このように、証言は汚れた(gadarti)。すべての人の唯一の証言(という原則)は汚れた。ジャーノージ(右の一名の名)だけは別の証言をした。右の証言の代りに、両方の争いを終らせるために、両名に対し、

(聖地における)神明裁判が指定された。」と記されている。多数の証人のうち、一名でも異論を唱えようと、証言に基づく裁定は行われ得なかったのである。

ところで、既に何回か神明裁判(divya)について言及された。実際、争いの当事者たちの希望により、或いは集会を司会した王や高官の判断とこれに対する当事者たちの同意とによって、かなり頻繁に神明裁判が開かれたようである。しかし、これにも原則がないわけではなかった。すなわち、「若しも証人も書類もなければ、神明裁判が指定されるべきである。しかし、(文書はなくとも)村の全居住地区住民、郷主、郷書記、近隣諸村、同じ地域の各村の人々が御前に喚問された場合には、彼らは、真実に導かれて訊問されるべきであり、各村の村

長及び同村の職人たちが一人一人証言することに基づいて裁定が行われるべきである。……(かかる場合に)神明裁判を指定することは正しくない。」という原則である。しかし、右の例のように、それでも証言が対立した場合、或いは集会で敗北を宣告された側が、これにどうしても同意出来ない場合にも、神明裁判に訴えられた。

神明裁判は、当事者双方の同意した聖地において、政府官吏、当事者の属する地域の代表者、聖地の聖職者たちの出席を得て実施された。それにはいくつかの異なる種類があったが、そのどれに依るかも、当事者双方の希望と合意に基づいて決められた。そして裁判の結果は、集会の名において「聖地書」に記されて勝者に与えられ、敗北者は、勝者に対して「敗北書」(ajipatra)を書き、勝者はこれらを持参して政府に出頭し、別の証書を作り与えられた。この裁判の種類やその手続きについては、既にV・T・グネー氏による詳しい説明があるので、ここではその主なものだけを簡単に紹介し、そのあとで、この方式について特に興味深い点を一つだけ記そう。

A・金属片による裁判(rava divya)。煮立てた油の

中に金属片を投入し、原告が規定に従って手に包帯を巻き、金属片を取り上げ、火傷をしなければ彼の勝ちとされた。⁽¹⁴⁾

B・金属玉による裁判 (agni diyā, tapat diyā)。原告の掌の上に聖なるイチジクの葉を七枚重ね、その上に火で熱した金属玉を置き、所定の場所を七回歩きまわる間に火傷をしなければ、彼の勝ちとされた。⁽¹⁵⁾

C・神兆による裁判 (kriyā diyā)。1・川の神兆 (nādihi kriyā)。聖なる川の中に当事者双方と参会者全員が入浴し、あらかじめ決められた特定の人物(例えば紛議の生じた村の村長)が、当事者のうち真実のワタシ所有者であると信ずる方の手を掴んで川から連れ出し、その後五日乃至一〇日以内に、その人物に特殊な兆候が現われなければ、彼の勝ちとされた。⁽¹⁶⁾ 2・ランプによる神兆 (vāchi kriyā)。寺院内に同型の二つのランプを置き、各々に等量の油を入れて、当事者双方が一つずつランプを受け持ち、同時に点火して、特別の兆候を示すことなく、順調に永く燃え続けたランプを受け持った側が勝ちとされた。⁽¹⁷⁾

右のうち、AとBにおいて、神の裁きを受けたのは

普通は原告であった。⁽¹⁸⁾ 告訴したのは彼であるから、その告訴の真偽について神の裁きを受けるのも彼である、というわけであろう。しかし、注目すべき点は、この種の裁判を当事者双方が順次に受けることもあった、ということである。そして、その場合、特に興味深いのは、「真と裁かれた人が代々ミラス(ワタン)を食べる。偽となつた人はミラスを去る。両方とも真となれば、半分ずつ分ける。両方とも偽となれば、共に去る。」⁽¹⁹⁾と事前に決められていたことである。いわば、神の意志による折半の示談には応ずべしと考えられていたのである。

(1) 錯綜した長文の裁定文書の一例として、深沢『インド社会経済史研究』第九論文、二八二―三〇四ページを参照。
(2) 文書一、二ページ、文書五、二五―二六ページ、文書七、三五―三六ページ。及び前掲深沢著書、三〇四ページをも参照。

(3) 文書二、五ページ。「……以前上記の町で、……郷主と郷書記とは、(争いの当事者) 双方から、保証人と誓約書とを取って、手紙をこれらに与え、ファルタン町の地域集会のもとに(双方を)送った。ところが、(当事者の一人) ワーリンペーの許にあった文書類には地域集会の確認が示されていないかった。そこで(ファルタン町の) 地域集会は、(当事者双方の居住地である) 上記町に手紙を送り、証言

を集めさせ、証言に従って裁定書を作り……与えた。……」

- (4) 文書三、一〇ページ、文書八、三七ページ。
- (5) 文書六、二九―三一ページ。ただし、この裁判集会は、被告郷主の都合によって、延期された。
- (6) 文書九、四三ページ。
- (7) 文書一、五七ページ。
- (8) 文書六、三一ページ。
- (9) 文書三、八―一ページ。
- (10) 文書五、二〇ページ。
- (11) 文書九、四三―四四ページ。
- (12) 文書九。
- (13) V. T. Guné, *The Judicial System of the Marathas*, op. cit., pp. 90-99.
- (14) 文書五、二一ページ、文書六、三三ページ。
- (15) 文書一〇、五一ページ。
- (16) 文書一、一―二ページ。
- (17) 文書一、五七ページ。
- (18) 文書一〇、五二ページ。
- (19) 文書五、二〇ページ。

三 結 語

以上の検討によって、前近代のデカンにおいて、地域の社会の確認と国家による保証とを必要としたとはいえ、

ワタンにおける私権の意識がはっきりと確立していたこと、それを守り、維持するための司法の手續きに関して、一定の原則、或る種の合理的な法観念があったこと、以上の一端を窺ってみた。そして、民間におけるかかる私権防衛の強い意識と、それを守るための法原則とに関する限り、支配者と被支配者との間に基本的な相違は見られず、両者ともいわば共通の法理念を共有していたように見える。実は、これらの司法文書を見ると、かかる法理念の背後には、ダルマ或いはハックと呼ばれた或る抽象的な法観念があったように思われる。ダルマというのは、ヒンドゥーの宗教・法・倫理などを包摂する普遍的な秩序原理であるのに対し、ハックとはもともとアラビア語で、「真実」、「権利」、「正義」、「法」などを表象するムスリムの秩序原理である。ただし、本稿の素材とした文書はヒンドゥーのマラータ王国の司法文書であり、そこに登場する人物たちも圧倒的多数はヒンドゥー教徒であった。つまり、右のことは、四百年に及んだデカンにおけるムスリム諸王朝の支配時代に、ムスリムによって導入されたハックという秩序概念が、ヒンドゥーの社会に定着し、既存のダルマという秩序概念と融合して、

両者が当時の人々によって混用されるようになっていたことを示している。しかし、ダルマにせよ、ハックにせよ、その含意するところは複雑かつ広大であり、本稿の規模と私の能力とをはるかに越えているので、ここではこれ以上に立ち入ることは出来ない。

この小論文は、ワタン制度そのものの分析を課題としたものではなく、これを手懸りとして、当時の私権意識と法原則のあり方を管見しただけに過ぎないのであるが、それでも、ワタン制度のその後の消息を摘記して、小稿の結びとしよう。

一、英領以前のデカンの諸王朝にとって、民間のいわば経済的秩序ともいべきワタン制度全体は、保護・維持されるべきものであったが、各種のワタン所有者のうち、少くとも郷主のあり方は、王朝権力にとっても、重要な関心事であった。少くとも、一五世紀から一七世紀初頭までデカン北西部を領有したムスリムの王朝、ニザーム・シャーヒー王朝では、最後の宰相マリク・アンバル（在職一六〇四—二六年）の治世に、領内の郷主について、彼らの免税村・免税地の所有権、その他の役得徴収権はそのまま認めたいうえで、郡内の治安維持・国税徴

収などの役職のうち、国税徴収権だけは大幅に制限し、政府の徴収官を直接に村に派遣して、村長から徴収する制度に改めたと言われている。ただし、その具体的な様子はまだ分らない。

いずれにせよ、マラータ王国の建設者ジヴァージー、およびその後継者たちは、郷主について、マリク・アンバルの政策を踏襲したと思われる、彼らは、郡内の政府村からの徴税に関しては、政府の徴収官の補助者乃至牽制者としての役割をしか持たなかったように見える。

二、一八一八年この地方が、イギリス東インド会社の領域に入ってから以降、会社政府は、郷主・郷書記の取扱いに苦慮したようであるが、特に一八三五年以後導入された地租制度において、治安・徴税文書の作成など、彼らのいわば公務を一切廃止した反面、彼らの持った免税地・免税村については、その継続所有を認め、これに普通の地租率の四分の一の低率地租を課するに止めた。また、彼らが郡内各村から徴収していた現物・現金の役得は、これを直接に徴収することを禁じ、代りにそれに相当する額を政府の徴収から支給することにした。

村役人のワタンについて、インド政庁は、世襲村書記

の徴税文書作成業務を廃止し、代りに官選書記^{クラーク}を派遣してこの作業をさせた反面、世襲書記の免税地は継続所有を認め、これに四分の一の低率税を課し、彼が村民から徴収していた役得についてはそれに相当する額を政府が支給することにした。

これに対し、村長についても免税地・役得の取扱いは右と同じであったが、その役職は、徴税と警察との二つに区分し、村長一族の二名の人物にこの二つの役職を分担させることとした。⁽³⁾

会社政府は、村内の農地をワタン或いはミラースとして持った農民について、徐々に家族単位の地権を確認し、これらに土地の「占有権」(事実上の所有権)を承認し、これに、三〇年ごとに改訂される通常の地税を課した。⁽⁴⁾

(なお、荒蕪地²国有地の借地農民も同様に扱われた。) 他方で、村内の各種職人のワタンに関しては、政庁は一般に放置・放任しようである。これは、一三〇年に及んだ英領時代に、商品・貨幣経済の流入、人口増加と人口移動などにより、役職・役得の両面において、徐々にその世襲性・永代性を失なってゆき、一九六〇年頃までは、大体解体していたと考えてよい。⁽⁵⁾

そして、このような解体の背後には、右のような経済的理由と並んで、英領政府の設定した司法機関・司法原則が、マラータ時代のそれと異なり、民間の約束・取り決めで以て法的強制力を持たないものと判断する傾向を持っていたことも挙げられよう。⁽⁶⁾

三、独立インドのボンベイ州政府は、農地改革の一環として、村長の役職地に関する低率税の特権を廃止しつつ、役職は従来通りに続けさせた。他方、村書記・郷書記・郷主たちは、既に役職を否定され、低率税と一定額の給与を享受する特権だけを持つていたのであるが、この特権は廃止されて、正規の地税を課せられた。⁽⁷⁾ また一定限度以上の土地財産を持った者は、これを越える土地を政府に買収されることになった。

こうして、村長の役職、農民の土地占有権、一部に残る村職人の存在を除いて、かつてのワタン制度の名残りは消滅した。しかし、村長一族と並んで、旧郷主・旧郷書記・旧村書記のうち、没落して村を離れた者を除くと、残り的人々は、今でもかなり大きな土地財産を持ち、郷村における指導層の中核になっている場合が少なくない。⁽⁸⁾

(103) 前近代インドにおける私権意識と法原則

いずれにせよ、本稿で検討されたような私的権利の意識も、法原則についての理念も、ワタン制度そのものは事実上解体したあとでも、インド人の間に根強く生き続けたように思える。

- (1) Radhey Shyam, *Life and Times of Malik Ambar*, Delhi, 1968, pp. 153-56.
- (2) 深沢前掲書、四八八、五四六―四七二ページ。
- (3) 同四七三ページ。
- (4) 同四八七―八八、五四二―四六ページ。
- (5) 例えば H. Orenstein, *Gaon: Conflict and Cohesion*

in a Maharashtra Village, Princeton University Press, 1965 を見よ。

- (6) 直接にワタン制度を扱ったものではないが、差し当り深沢宏「一九世紀西部インドにおける手工業者の同業団体」(『橋論叢』七二・一、一九七四年七月)、四二―四三ページを見よ。

(7) H. D. Malaviya, *Land Reforms in India*, New Delhi, 1955, 230-33.

(一九七九・一二・九 脱稿)
(一橋大学教授)